



議案第 百 十 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第二十二号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年十二月十九日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾叁年拾貳月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六 特殊自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当

第八条を次のように改める。

（特殊自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当）

第八条 特殊自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が特殊自動車の運転作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した時間一時間につき百五十円を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十三年十二月一日から適用する。